

# 学童クラブ利用説明会

---

中野区 子ども教育部 育成活動推進課 学童クラブ事業係  
2024/11/2、9、16

# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

01 はじめに

## このようなご不安はありませんか

- ☑学童クラブってどんな場所？
- ☑学童クラブの申請はどうやってするの？
- ☑学童クラブ以外に放課後過ごせる場所はあるの？



これらの点についてご説明します！

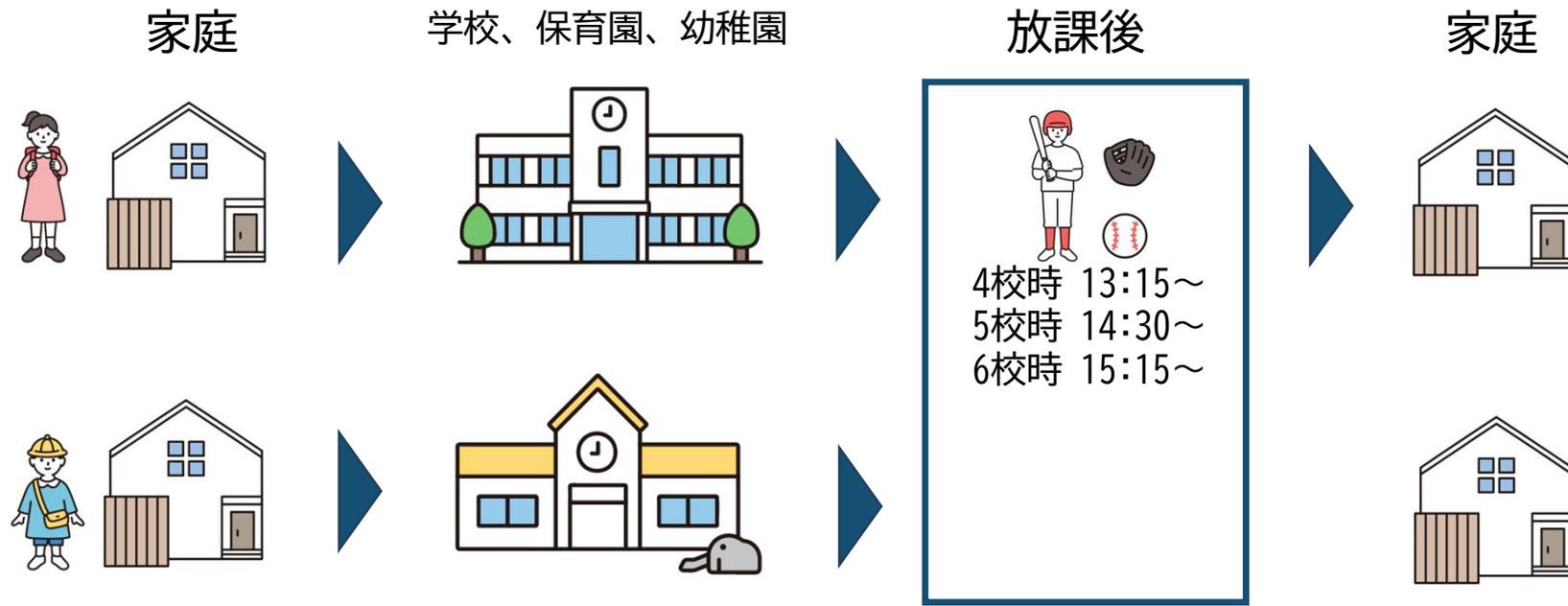


# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

## 02 小学生の放課後の過ごし方

# 小学生になると放課後の時間ができます



## 02 小学生の放課後の過ごし方

# 放課後の居場所、過ごし方



学童クラブ



児童館



キッズ・プラザ



公園



## 02 小学生の放課後の過ごし方 学童クラブの生活



15時

16時

17時

18時

19時

登室  
出席確認  
自由遊び

おやつタイム

帰りの会  
自由遊び

自由遊び

閉室

宿題をしたり、ゆっくり休んだり思い思いに過ごします。

児童館やキッズ・プラザの行事や活動に参加したり、学童クラブのお部屋で過ごしたりします。

人数が少なくなるので、この時間にじっくり宿題に取り組む子もいます。

## 学童クラブの利用にあたって①

【利用案内P2】

### 学童クラブへの行き帰りについて

- 学童クラブは、お子さんによる通所を原則としていますが、利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者(または大人の代理人)の方のお迎えが必要です。
- 学校から自宅や塾、習い事等に行き、その後学童クラブを利用することはできません。
- 障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者をつける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。ご案内のチラシが学童クラブにありますので、必要な場合は学童クラブにお申し出ください。

## 学童クラブの利用にあたって②

【利用案内P2】

### おやつ、食物アレルギー等について

- 学童クラブでは、利用時間内におやつ等の提供をします。
- 食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後に個別に状況をお聞きします。
- 利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

## 学童クラブの利用にあたって③

【利用案内P2】

### お弁当について

- 学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。
- お弁当の注文を行っている学童クラブもあります。お弁当の詳細については各学童クラブにお問い合わせください。

### 外出について

- 学童クラブでは出席後の外出を認めていません。
- 通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

### 03 学童クラブについて

## 区立と民間の比較

【利用案内P2、21、22】

	区立(公設民営) 25か所	民間(民設民営) 18か所
運営方法	区が設置し、民間事業者に運営を委託。児童館、キッズ・プラザ内で運営	民間事業者が設置し、区が運営費などを補助。主にビル等の一室を借り上げて運営
特徴	児童館、キッズ・プラザ内で運営しているため、学童クラブ以外の友達と交流できる。	定員が比較的少ないため、家庭的な雰囲気の中、独自性を活かした特色ある活動を展開。
開設時間	19時まで	20時または19時30分まで
保育料	5,600円	5,600円

## 区立学童クラブ開設日時、お休み

【利用案内P1】

開設日時	【月曜日～金曜日】 放課後～19時 【土曜日、学校休業日】 8時から19時 ※学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等
お休み	日曜日、祝日、12月29日～1月3日 その他区長が必要と認めた日

## 学童クラブの利用要件①

【利用案内P5】

### 利用できる児童

- ✓ 中野区内に住所を有する児童
- ✓ 小学校1年生から6年生

ただし、4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童

※特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受け、施設等に通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。

### 03 学童クラブについて

## 学童クラブの利用要件②

【利用案内P6】

### 保護者の状況

就労	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合(3年生の場合は16時45分以降)	
就学又は就労のための技能習得	就学等終了後直ちに帰宅した時間が16時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合(3年生の場合は16時45分以降)	
疾病	入院	1か月以上の長期入院をしている場合
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、放課後児童の保護に当たることが相当の負担になる場合
障害	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上の場合で、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合	
看護・介護等	親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合	
求職	放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	

## 学童クラブの利用要件③

【利用案内P4】

### 利用要件

- ✓ 前述の「利用できる児童」と「保護者の状況」のいずれにも該当
- ✓ 放課後1時間30分以上（1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降）適切な保護を必要とする日が週3日以上（4週で12日以上）あることを常態（概ね1か月間は同じ状態）とする

例 勤務終了15時30分+職場から自宅までの通勤時間30分→帰宅時間16時 OK

		放課後の起点とする時間	1時間30分以上保護を必要とする時間	早退とする時間
月曜～金曜	1、2年生	14時30分	16時以降	16時30分より前
	3年生以上	15時15分	16時45分以降	17時15分より前

# 03 学童クラブについて

## 学童クラブの利用要件④

各保護者の状況		指数
類型	細目	
就労 (月曜日から土曜日の就労状況)	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合	2.0
	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が17時~18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合	1.8
	勤務終了後直ちに帰宅した時間(居宅内就労は勤務終了時間)が16時~17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合 ※利用要件から3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。	1.6
就学または就労のための技能習得	類型「就労」の日数、時間(居宅内の場合は、就学等が終了した時間)の細目を準用する。	就労に準ずる
疾病	入院 1か月以上の長期入院の場合	2.0
	自宅療養 医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合 上記以外で適切な保護を行えない場合(理由明記)	1.8 1.2
障害 (身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合	2.0
	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合	1.6
	身体障害者手帳4級の場合	1.2
看護・介護等(親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。)	居宅外 類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内 類型「就労」の日数、時間の細目(看護・介護等の時間とする)を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。	1.2~1.6
求職	放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	1.2
不存在		2.0
両親の不在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用		
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用		

条件		調整指数	備考	
保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合	+2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いと見、保護を必要とする日数に含めない。	
	月曜から土曜の間に週5日の場合	0		
	月曜から土曜の間に週4日の場合	-2		
	月曜から土曜の間に週3日の場合	-4		
早退による調整	1、2年生は16時~16時30分、3年生は16時45分~17時15分に早退する場合(1日の早退につき-1)	-1		
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	-1、2年生	+4	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。
		3年生以上	+2	
学年による調整	両親の不在等により親族等が養育している場合		+4	
	1年生		+2	特別支援児童、医療的ケアについては、マイナス調整は行わない。
	2年生		-2	
	3年生		-4	
特別支援児童	各学年共通		+2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。
医療的ケア児	各学年共通		+2	V5(1)実施できる医療的ケア【18ページ参照】に該当する場合
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合(兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			-6	審査時の納付状況による。

### 【利用案内P6、7】

- 利用案内6、7ページの指数に基づいて審査を行い、指数の高い順に各学童クラブの定員数まで利用を決定します。
- 申請数が定員を超えている場合、順位が定員数より後の順位の場合は利用待機となります。

### 03 学童クラブについて

## 学童クラブの利用要件⑤

【利用案内P8】

### 「保護を必要とする日」と「利用日数」の考え方①

保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月～土曜日で3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例】保護の必要な日が3日で利用対象となりますが、「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「-4」となります。

		月	火	水	木	金	土	日
保護者 就労等	父週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定		当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

### 03 学童クラブについて

## 学童クラブの利用要件⑥

【利用案内P8】

### 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方②

保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。

【例】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「-4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

## 04 利用申請について

# 申請受付期間

【利用案内P10】

第1期申請受付	令和6年11月15日(金)から令和6年12月13日(金)まで ※先着順ではありません
第2期申請受付	令和7年2月1日(土)から令和7年2月10日(月)まで ※先着順ではありません 第2期は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。
上記期間以外の受付	令和7年3月1日(土)から

※民間(民設民営)学童クラブの申請期間は施設毎に異なります。区ホームページをご確認ください。

## 04 利用申請について

# 申請受付場所、時間

【利用案内P10】

受付場所	受付時間
区立学童クラブ (日曜日、祝日を除く)	【月～金】 10時～18時30分 【土】 8時30分～17時30分
中野区役所7階窓口 (土曜日、日曜日、祝日を除く)	【月～金】 8時30分～17時
電子申請 URL: <a href="https://logoform.jp/form/Trw5/633837">https://logoform.jp/form/Trw5/633837</a>	受付開始日の8時30分 ～受付終了日の17時

※民間(民設民営)学童クラブの申請は、各民間学童クラブで受け付けます。



## 04 利用申請について

# 申請に必要な書類

【利用案内P15】

申請に必要な書類		保護者の状況							
		就労	就労 (変則)	就労 (自営等)	就学等	疾病	障害	看護等	求職
1	区立学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書(区様式)				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書(区様式)					○			
9	障害者手帳手帳等の写						○		

# 04 利用申請について

## 区立学童クラブ利用申請書

【利用案内P15】

- 児童1人につき1部ご提出ください。
- 電子申請の場合は申請フォームに入力するため書類の作成は不要です。
- 勤務等の状況、勤務等の時間、通勤時間は就労証明書と内容一致させてください。

第1号様式(第6条関係)

**記入例** 申請書提出日を記入してください。 申請日 令和 6年 11月 15日

令和7年度 区立学童クラブ利用申請書

中野区長 宛て

申請者(保護者)氏名 **中野 太郎** 必ず記入してください。

現住所 **中野区中野〇-〇-〇 ΔΔマンション**

ふりがな	なかの はな	生年月日	性別
児童氏名	<b>中野 はな</b>	平成30年10月18日	男
住所、電話番号 記入すべき場合は 記入(都道府県、市区町村)	〒164-0001 電話 03(3333)33〇〇 中野区私入 令和7年 中野区 中野4-11-19 予定日 3月21日		
令和7年度の 小学校名、学年	<b>中野 小学校 1年(新) 通園先</b>	財形積立	〇△保育 男
1を選択した場合は 必ず第2希望の 学童クラブを記入 してください。	希望 学童クラブ名 〇△〇 学童クラブ	必ず1,2のどちらかを 選択してください。	2を選択した場合は第2 希望の学童クラブを記入 してください。
希望の学童クラブが利用できなかった場合、1,2のどちらを希望しますか? 1 希望の学童クラブを利用を希望する。 2 第1希望の学童クラブが利用でき るまで待機する。	第2希望学童クラブ名【 ●▲■ 学童クラブ 】		
指定校変更申請で「Y」(就学相談)を記入して、結果により希望学童クラブを変更する予定がある方 希望学童クラブを記入してください。			
記入できるのは、区立学童 クラブのみです。	申込日 月 日 火 水 木 金 土 日	申込日 月 日 火 水 木 金 土 日	申込日 月 日 火 水 木 金 土 日
申込予定時間	18:00 ~ 18:00	18:00 ~ 18:00	18:00 ~ 18:00
ふりがな	なかの たろう	児童との関係	なかの はなこ
保護者氏名	<b>中野 太郎</b> 父		<b>中野 花子</b> 母
携帯電話番号	090(33××)33××		080(77××)77××
児童の保護に 当たらない理由 (該当する場合は〇)	就労・就学・疾病・看護介護 障害・求職・その他		就労・就学・疾病・看護介護 障害・求職・その他
勤務先等名称	〇×株式会社		〇〇事業センター
所在地	中野区丸山7-1-1		千代田区千代田9-9-9
電話番号	03(〇〇〇〇)〇〇〇〇 (内線)9999		03(××××)×××× (内線)9999
勤務等の状況 (勤務等の日に〇)	月 火 水 木 金 土 日		月 火 水 木 金 土 日
勤務等の日	3週 5日 (4週で 20日)		5日 (4週で 20日)
勤務曜日の、勤務時間、 通勤時間は就労証明 書と内容を一致させ てください。	勤務曜日、勤務時間、 通勤時間は就労証明 書と内容を一致させ てください。		勤務曜日、勤務時間、 通勤時間は就労証明 書と内容を一致させ てください。
通勤時間	(平日) 9時00分 - 18時 (土曜) 時 分 - 時 分		8時30分 - 17時30分 8時30分 - 17時30分
通勤時間	(平日) 1時間 分		1時間 分

区事務処理欄(記入不要) (収受印)

裏面も記入してください。

受理: 月 日 時 分 照会者

児童情報 姓・申請 プレゼンター 有・申請

第1号様式(第6条関係)

家族構成・同居者について ※本人は除く 令和7年度の予定で記入してください。

氏名	児童との 続柄	生年月日	年齢	職業・学校・学年・学童クラブ名 世帯が別でも、同居している保護者、 兄弟姉妹、祖父母、その他すべての親 縁者を記入してください。 (令和7年度4月現在の状況)
中野 太郎	父	昭和59年 5月 1日	40	
中野 花子	母	昭和59年 9月 1日	40	
中野 次郎	兄	平成28年 8月 1日	8	△△小3年、△〇〇学童クラブ(予定)
中野 花乃	妹	令和 元年10月 1日	5	×〇保育園
中野 一郎	祖父	昭和29年 1月 1日	70	
中野 花恵	叔母	平成 元年 12月 1日	35	会社員
保護者出産予定 (年)	有 (出産予定日 年 月 日)			

同居以外の祖父母の状況について

	氏名	年齢	住所
父方	祖父 同居		
母方	祖父 本町 華子 72 埼玉県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇		

児童の状況について

既往症

先天的疾患や過去に入院・手術したこと、または治療を要する病気にかかったことがありますか?  
 有 病名( )  
 期間( 年 月 ~ 年 月 )

現在治療中、経過観察中の病気等はありませんか?  
 有 病名( )  
 無 食品アレルギーがない場合は「無」に〇を、ある場合は「有」に〇をつけて症状を記入してください。

アレルギー

有 食品名( )  
 無 アナフィラキシー  
 症状( )

身体障害者手帳や愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳はお持ちですか?  
 有 (身体障害者手帳 級 愛の手帳 度)  
 無 精神障害者保健福祉手帳 級)

特別支援学級や特別支援学校に通所していますか?  
 有 (学級名または学校名) 手帳をお持ちの方は写しの提出が必要です。  
 無

発達や慢性的な病気や病院や施設等に通所や相談をしていますか?  
 有 ( )  
 無

その他、児童の状況で気になること、学童クラブに把握しておいて欲しいことがある場合は記入してください。  
 有 ( )  
 無

児童のことで気になることや、学童クラブに伝えておきたいこと、考慮して欲しいこと等があれば記入してください。

※詳細については、学童クラブ利用案内を参照してください。



# 04 利用申請について

## 就労等実績申出書

【利用案内P16】

就労等実績申出書(表裏直近12週間分記入)

\*必要枚数分コピーしてお使いください

記録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	保護者氏名		児童氏名		
	月	火	水	木	金	土
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容						
就労等場所						
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容						
就労等場所						
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容						
就労等場所						
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容						
就労等場所						
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
就労等時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
就労等内容						
就労等場所						

備考

中野区学童クラブ利用申請用

- 就労（自営業、事業主、フリーランス等）の方は直近3か月分の就労実態を記入してください。
- 看護、介護をしている方は直近3か月分の看護等の状況を就労等実績申出書に記入してください。

# 04 利用申請について 申出書、診断書

(区外要件以外の方用)

**申出書**

申請日 令和 年 月 日

中野区長 宛

フリガナ	自宅電話 ( )
申請者 氏名	携帯電話 ( )
住所 〒	

学童クラブ利用に関する状況を、下記のとおり申し出ます。

記

児童氏名	
------	--

理由	児童の保護が必要な時間、曜日	
1 就学	時 分～時 分	月・火・水・木・金・土
2 疾病	時 分～時 分	月・火・水・木・金・土
3 障害	時 分～時 分	月・火・水・木・金・土
4 看護・介護	時 分～時 分	月・火・水・木・金・土
5 求職	時 分～時 分	月・火・水・木・金・土
6 その他	時 分～時 分	月・火・水・木・金・土

児童の保護にあつたれない状況について、具体的にお書きください。

添付書類

- 1 在学証明書、カリキュラム等
- 2 診断書(中野区様式)
- 3 手帳の写し(必要に応じて診断書(中野区様式))
- 4 就労等実績申出書及び診断書等証明書
- 5 就職活動を証明する書類

中野区学童クラブ利用申請用

**診 断 書**

患者	氏名			
	住所			
	性別	生年月日	年 月 日	

診 断 内 容	傷病名			
	初診日	年 月 日		
	現在の症状 (過去3ヶ月間の 病状、症状の 経過)			
	治療見込み (※1)	入院	今後____ヶ月間の入院が必要	
		通院	今後____ヶ月間に____回の治療が必要 また、家庭での看護や介護の必要は 有・無	
日常生活の 可否 (※2)	* 常時援助(介護)を必要とし、身の回りのことができない * 家事や入浴など部分的に援助(介護)の必要がある * 援助(介護)の必要はなく、日常生活は普通にできる			
子どもの保 護の可否 (※3)	* 放課後、子どもの保護・見守りに当たるのは困難である * 放課後、子どもの保護・見守りに当たるのは一部支障がある * 放課後、子どもの保護・見守りに当たることは十分可能である			

上記のとおり診断します

令和 年 月 日

所在地  
電話番号  
医療・介護機関名  
担当医師・ケアマネジャー名

【記入に当たってお願い】

・学童クラブ利用の申請をする保護者の傷病(介護)状況を証明する場合は、すべての項目に記入してください。【※1～3】の各項目については該当する状況をおで願ってください。

・学童クラブ利用の申請をする保護者が看護や介護をする場合は、看護・介護される方について記入してください。なお、【※3】の項目は該当いたしません。

・この様式以外の診断書を使用する場合は、同様の項目を必ず記入してください。

・証明事項の修正は、二書様で行ってください。

## 【利用案内P16】

- 保護者の状況が就学、疾病、障害、看護等、求職の場合は申出書をご提出ください。
- 疾病の場合は診断書をご提出ください。
- 申出書及び診断書は区HPからダウンロードするか学童クラブにお申し出ください。

## 育児休業の場合

【利用案内P17】

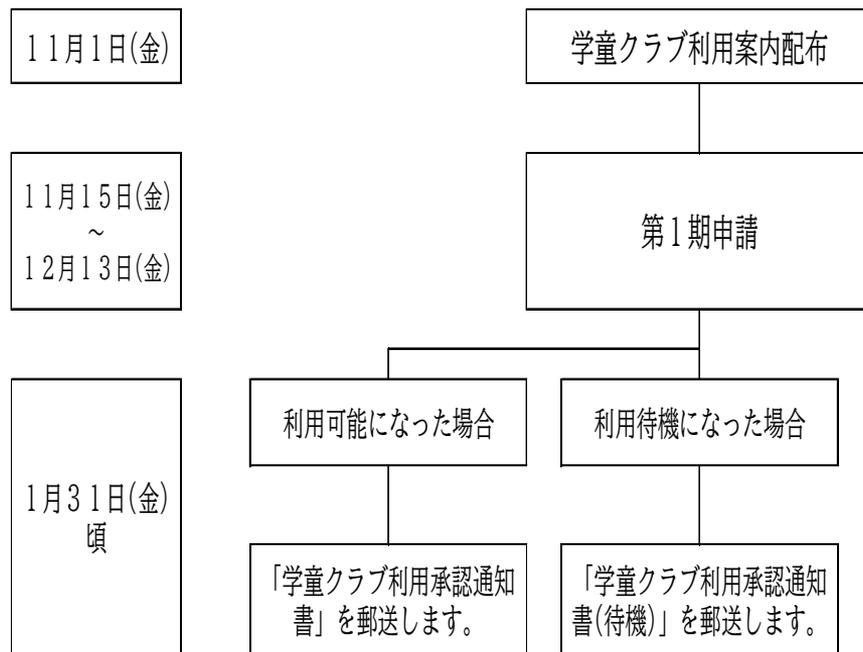
### 5月1日までに復職する場合は第1期に申請できます

- 育児休業中の場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。
- 5月1日までに復職する場合は、第1期及び第2期利用申請受付期間に申請することができます。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらいます。
- 復職後は速やかにご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。
- 育児休業取得中は、学童クラブは利用できません。年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。

## 04 利用申請について

# 申請の流れ(第1期)

【利用案内P11】

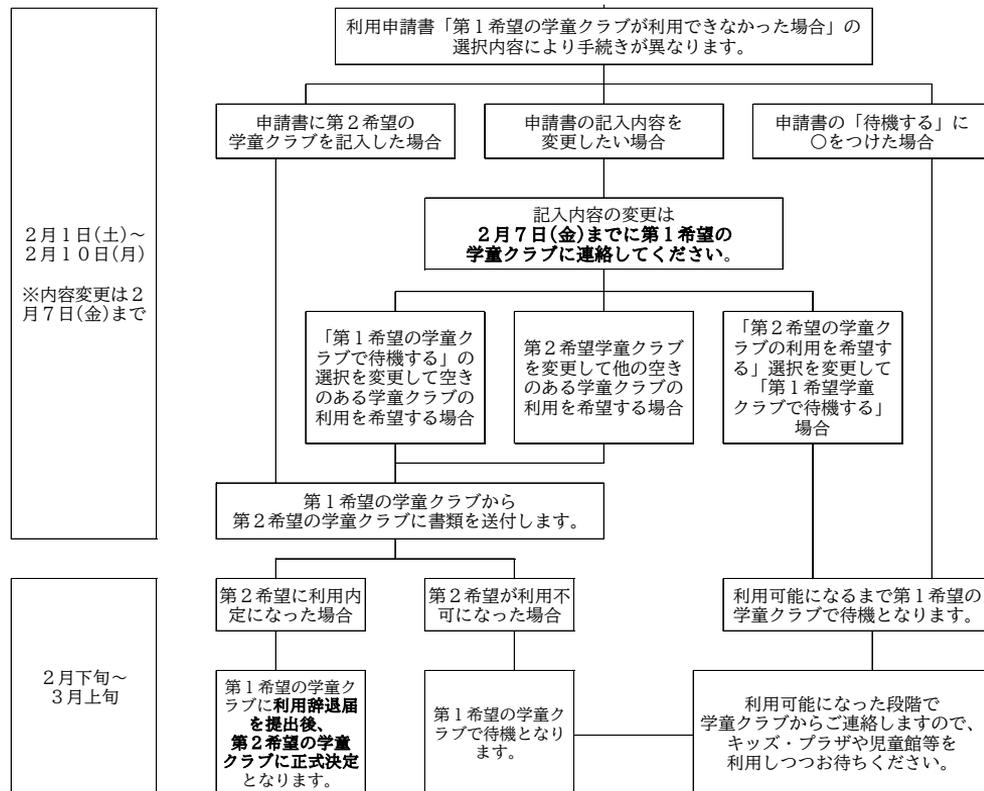


- 第1期申請は11月15日(金)から12月13日(金)まで
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
- 1月31日(金)頃、「学童クラブ利用承認通知書」または「学童クラブ利用承認通知書(待機)」を郵送で通知します。必ず内容をご確認ください。

## 04 利用申請について

# 申請の流れ(第2期)

【利用案内P11】



- 利用申請書「第1希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容に手続きが異なります。
- 申請書の記入内容を変更したい場合は2月7日(金)までに第1希望の学童クラブに連絡してください。
- 審査結果は2月下旬から3月上旬に郵送で通知します。必ず内容をご確認ください

# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

# 05 児童館、キッズ・プラザ

【利用案内P24】

	児童館	キッズ・プラザ	学童クラブ
利用料	無料	無料	月5,600円
開設時間	火～金 10時～18時 土、学校休業日 9時～17時(※令和7年度に変更となる場合あり)	月～土 放課後～18時 学校休業日 8時30分～18時	月～土 放課後～19時 民間は20時まで 学校休業日 8時～19時 民間は20時まで
利用方法	一度帰宅してから利用	放課後直接利用、帰宅後利用のどちらも可	放課後直接利用
お弁当、おやつ	お弁当やおやつは相談に応じて食べるスペースを提供	おやつを食べることはできない。お弁当は決められた時間に食べることができる。	おやつを提供あり。お弁当は決められた時間に食べる。

どの施設も安心して過ごせる放課後の居場所です。専任の職員が遊びや活動を見守り、けがやトラブルにも対応するとともに子どもや保護者の相談にも応じます。

# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問**
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

## 学童クラブQ&A①

【利用案内P20】

Q1 学童クラブの見学はできますか。

A1 開設時間内であれば見学可能です。あらかじめ学童クラブにご連絡ください。

Q2 送り迎えは必要ですか。

A2 18時までに帰宅する場合は、お迎えの必要はありません。学童クラブの利用を開始する前にお子さんと一緒に経路や危険な場所がないかを確認しながら歩いてみることをお勧めします。18時より前に帰宅する場合でもお迎えをすることは可能です（お迎えができるのはあらかじめ学童クラブに連絡した方のみになります）。

## 学童クラブQ&A②

【利用案内P20】

Q3 学校から学童クラブに一人で行けるか心配です。

A3 入学後しばらくは学童クラブの職員が学校までお迎えに行きます。その期間に、安全に学童クラブに行くことができるよう職員が支援します。

Q4 指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。

A4 希望する学校区内の学童クラブに申請していただき、指定校変更申立の結果により変更したい場合は、速やかに申請した学童クラブにご連絡ください。

06 よくある質問

## 学童クラブQ & A③

【利用案内P20】

Q5 保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。

A5 保育園と学童クラブでは入会審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

Q6 利用申請書は郵送で提出できますか。

A6 郵送は遠方にお住まいの方等、直接提出するのが困難な場合のみにさせていただきます。ご理解の程よろしく申し上げます。

# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

## 07 おわりに

放課後は保護者の手を離れて過ごす時間が増えて不安も多いと思いますが、子どもたちが自分で時間の使い方を考えて自立していく大切な時間です。学童クラブ、児童館、キッズ・プラザは、保護者の皆様と一緒に子どもたちが自立していく様子を見守っていきます。

お子様の様子で気になったこと、心配なことは職員にご相談ください。



# 次第

- 01 はじめに
- 02 小学生の放課後の過ごし方
- 03 学童クラブについて
- 04 利用申請について
- 05 児童館、キッズ・プラザ
- 06 よくある質問
- 07 おわりに
- 08 質疑応答

## 08 質疑応答

- 気になる点は何でも質問してください。
- 聞きづらいことは説明会終了後にお声かけください。
- 後日、分からない点がありましたら、育成活動推進課学童クラブ事業係(03-3228-8884)またはお近くの学童クラブまでお問合せください。

